

下の尻茶屋町線事業認可説明会

○質疑応答

Q： 建物の一部（基礎など）があたる場合、道路の位置を変更するのか。

A： 都市計画道路の設計変更は想定していません。

Q： 物置とカーポートと家の壁があたり、居住が困難になってしまう。土地全部を買い取っていただけるのか。

A： 原則、事業（道路）に必要な土地だけを買収させていただきます。残地については、面積の減少や不整形になったことにより、価値が減少したとなる場合には、その減少分を残地補償します。

なお、すべての残地が補償対象とは限りません。道路の詳細設計において残地の面積や形状の結果で判断し、個別に協議させていただきます。

Q：残地補償とはどういったことなのか。買い取ってくれるということなのか。

A： 面積の減少や不整形になったことにより、価値が減少したとなる場合には、その減少分を残地補償します。

なお、すべての残地が補償対象とは限りません。道路の詳細設計において残地の面積や形状の結果で判断し、個別に協議させていただきます。

原則、道路に必要な範囲のみを買収させていただきます。

Q： 土地の 50%以上が収用される場合はすべてを買い取る。50%以下の場合は話し合いによって必要な分だけしか買い取らない。残地が 50%以下の場合は全部買い取ってもらえると理解していたが法律が変わったのか。

A： 過去の事例や資料等を調べましたが、50%以下の残地を全て買い取る法律は確認できませんでした。

Q：三角形のような使いようがない土地に固定資産税を払い続けるということですか。固定資産税がかからない土地が出てくる場合もあるのか。

A： 固定資産税の課税対象になります。面積や形状などにより税額が変わるため、詳細設計の結果により個別に説明させていただきます。

○ご要望

・道路が計画されて 50 年以上経過している。できることをどんどん進めてもらいたい。

※令和 7 年 1 月 30 日（木）に開催しました事業認可説明会におきまして、ご出席された皆様からのご質問に回答、または回答を保留させていただいたものについて、一部表現方法を修正・加筆等を行いまして、取りまとめたものです。